○川口市公衆浴場法施行細則

平成30年３月30日規則第67号

改正

令和２年６月23日規則第72号

令和３年３月31日規則第34号

令和４年３月25日規則第12号

令和５年12月12日規則第67号

令和７年３月31日規則第39号

川口市公衆浴場法施行細則

（趣旨）

第１条　この規則は、公衆浴場法（昭和23年法律第139号。以下「法」という。）、公衆浴場法施行規則（昭和23年厚生省令第27号。以下「省令」という。）及び川口市公衆浴場の設置場所及び構造設備の基準等を定める条例（平成29年条例第74号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（営業の許可の申請書の記載事項等）

第２条　省令第１条第５号に規定する市長が定める事項は、次のとおりとする。

（１）　公衆浴場の種別

（２）　使用水の別

（３）　入浴料金

（４）　営業開始の予定日

（５）　条例第６条の規定により公衆浴場の措置基準の一部を適用しないこととすることを法第２条第１項の許可を受けようとする者（次号及び次条第１項において「申請者」という。）が求める場合にあっては、その旨

（６）　第10条第１項ただし書又は第２項ただし書の規定により水質の基準の一部を適用しないこととすることを申請者が求める場合にあっては、その旨

（７）　地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定に基づき、指定管理者に公衆浴場の管理を行わせる場合にあっては、当該指定管理者の名称及び代表者の氏名

２　省令第１条の申請書の様式は、様式第１号のとおりとする。

３　前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

（１）　法第２条第１項の許可を受けようとする公衆浴場の本屋の中心からおおむね半径400メー

トルの区域内に存する公衆浴場、主要建物及び道路を示す3,000分の１の縮尺の見取図

（２） 法第２条第１項の許可を受けようとする公衆浴場が、条例第２条第２項第１号に規定する一般公衆浴場（以下「一般公衆浴場」という。）である場合（条例第３条第３項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、前号の区域内に現に一般公衆浴場が存するときは、当該一般公衆浴場と当該許可を受けようとする一般公衆浴場との本屋の最も近い部分間の距離を直線で測定した500分の１の縮尺の実測図

（３） 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水の水質検査（第10条第１項に規定する水質の基準に適合していることを確認するための検査をいう。）の結果を記載した書面の写し

（営業の許可書の交付等）

第３条 市長は、法第２条第１項の許可をしたときは、申請者に様式第２号の許可書を交付するものとする。

２ 法第２条第２項ただし書の規定による通知は、様式第３号の通知書により行うものとする。

（譲渡による営業者の地位の承継の届書の様式）

第４条 省令第１条の２第１項の届書の様式は、様式第４号のとおりとする。

（相続による営業者の地位の承継の届書の様式）

第５条 省令第２条第１項の届書の様式は、様式第５号のとおりとする。

（合併による営業者の地位の承継の届書の様式）

第６条 省令第３条第１項の届書の様式は、様式第６号のとおりとする。

（分割による営業者の地位の承継の届書の様式）

第７条 省令第３条の２第１項の届書の様式は、様式第７号のとおりとする。

（営業許可事項の変更等の届出）

第８条 省令第４条の規定による届出は、様式第８号又は様式第９号の届出書により行うものとする。

（責任者の届出）

第９条 条例第７条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

（１） 責任者を選任し、又は変更した公衆浴場の名称及び所在地

（２） 責任者を選任し、又は変更した年月日

２ 条例第７条の規定による届出は、様式第10号又は様式第11号の届出書により行うものとする。

（水質の基準）

第10条 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水の水質について、条例別表第１第17号の規則で定

める基準は、次の表の左欄に掲げる事項につき、それぞれ同表の中欄に掲げる方法によって行う検査における同表の右欄に定める基準とする。ただし、温泉水、井戸水等を使用するもので、この基準により難く、かつ、衛生上危害を生ずるおそれがないと市長が認めるものについては、同表の１の項から４の項までの規定の全部又は一部は、適用しない。

1　色度	比色法､透過光測定法又は連続自動測定機器による透過光測定法	５度以下であること。
2　濁度	比濁法、透過光測定法、連続自動測定機器による透過光測定法､積分球式光電光度法又は連続自動測定機器による積分球式光電光度法、散乱光測定法若しくは透過散乱法	２度以下であること。
3　ｐＨ値	ガラス電極法又は連続自動測定機器によるガラス電極法	5.8以上8.6以下であること。
4　有機物（全有機炭素（ＴＯＣ）の量）又は有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	有機物（全有機炭素（ＴＯＣ）の量）にあっては全有機炭素計測定法、有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）にあっては滴定法	有機物（全有機炭素（ＴＯＣ）の量）にあっては１リットル中に３ミリグラム以下、有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）にあっては１リットル中に10ミリグラム以下であること。
5　大腸菌	特定酵素基質培地法	検出されないこと。
6　レジオネラ属菌	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法	検出されないこと（100ミリリットル中に10コロニー・フォーミング・ユニット未満）。

備考　大腸菌の検査において、試料が海水を含む場合に特定酵素基質培地法によって行う検査の結果が陽性となったときは、ダーラム管が入ったＥＣブイヨン10ミリリットルに陽性となった検体100マイクロリットルを接種し、摂氏44.5度で培養して、ガス産生を確認するものとする。

２　浴槽水の水質について、条例別表第１第17号の規則で定める基準は、次の表の左欄に掲げる事項につき、それぞれ同表の中欄に掲げる方法によって行う検査における同表の右欄に定める基準とする。ただし、温泉水、井戸水等を使用するもの又は浴用剤等を使用するもので、この基準に

より難く、かつ、衛生上危害を生ずるおそれがないと市長が認めるものについては、同表の１の項及び２の項の規定の全部又は一部は、適用しない。

１　濁度	比濁法、透過光測定法、連続自動測定機器による透過光測定法、積分球式光電光度法又は連続自動測定機器による積分球式光電光度法、散乱光測定法若しくは透過散乱法	５度以下であること。
２　有機物（全有機炭素（ＴＯＣ）の量）又は有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	有機物（全有機炭素（ＴＯＣ）の量）にあっては全有機炭素計測定法、有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）にあっては滴定法	有機物（全有機炭素（ＴＯＣ）の量）にあっては１リットル中に８ミリグラム以下、有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）にあっては１リットル中に25ミリグラム以下であること。
３　大腸菌	下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚生省、建設省令第１号）第６条に規定する方法	１ミリリットル中に１個以下であること。
４　レジオネラ属菌	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法	検出されないこと（100ミリリットル中に10コロニー・フォーミング・ユニット未満）。

（浴槽水の消毒方法）

第11条　条例別表第１第18号の規定による消毒は、塩素系薬剤を用いて行うものとする。ただし、これにより難い場合には、塩素系薬剤を用いて行う消毒と同等以上の消毒効果を有する方法により行うものとする。

２　前項本文の場合における消毒は、次に掲げる基準に適合するように行うものとする。

（１）　浴槽水中の遊離残留塩素濃度が１リットル中に0.4ミリグラム以上となること。

（２）　浴槽水中の遊離残留塩素濃度が１リットル中に1.0ミリグラム以下となるように努めること。

（水質検査）

第12条　条例別表第１第19号の規定による水質検査は、次の表の左欄に掲げる事項につき、同表の

中欄に掲げる湯水について同表の右欄に定める頻度で行い、第10条第１項及び第２項に規定する水質の基準に適合していることを確認するものとする。

レジオネラ属菌	原湯、上がり用湯（シャワーから供給されるものに限る。）及び毎日完全に換水している浴槽水	１年に１回以上
	連日使用している浴槽水	６月に１回以上
	市長が定める浴槽水	市長が定める頻度

附　則

この規則は、平成30年４月１日から施行する。

附　則（令和２年６月23日規則第72号）

この規則は、令和２年10月１日から施行する。

附　則（令和３年３月31日規則第34号）

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和４年３月25日規則第12号）

この規則は、令和４年10月１日から施行する。

附　則（令和５年12月12日規則第67号）

この規則は、令和５年12月13日から施行する。

附　則（令和７年３月31日規則第39号）

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

様式第１号
様式第１号

公衆浴場営業許可申請書

年　　月　　日

（あて先）川口市長

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
生年月日＿＿＿＿＿年　　月　　日
電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

次のとおり公衆浴場の経営の許可を受けたいので、公衆浴場法施行規則第１条の規定により申請します。

<table>
<tr><td>1</td><td>公衆浴場の名称</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>2</td><td>公衆浴場の所在地</td><td colspan="5">電話番号</td></tr>
<tr><td>3</td><td>営業開始予定日</td><td colspan="5">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>4</td><td>公衆浴場の種類</td><td colspan="5">温湯　・　その他（　　）</td></tr>
<tr><td>5</td><td>公衆浴場の種別</td><td colspan="5">一般　・　その他（　風営法　・　熱気等　・　その他　）</td></tr>
<tr><td>6</td><td>構造設備</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>7</td><td>使用水の別</td><td colspan="2">水道水・井戸水・温泉
その他（　　）</td><td>8</td><td>入浴料金</td><td>大人　　円
中人　　円
小人　　円
共通　　円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">9</td><td rowspan="2">川口市公衆浴場の設置場所及び構造設備の基準等を定める条例第６条の規定による措置基準の緩和を求める場合</td><td>規定</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>理由</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">１０</td><td rowspan="2">川口市公衆浴場法施行細則第１０条第１項ただし書又は第２項ただし書の規定による水質基準の一部適用除外を求める場合</td><td>基準</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>理由</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">１１</td><td rowspan="2">地方自治法第２４４条の２第３項の規定に基づき、指定管理者に公衆浴場の管理を行わせる場合にあっては、当該指定管理者</td><td>名称</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>代表者の氏名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>１２</td><td>申請理由</td><td colspan="5">新規　・　新築又は改築　・　土地収用</td></tr>
</table>

添付書類
１　公衆浴場の本屋の中心からおおむね半径４００メートルの区域内に存する公衆浴場、主要建物及び道路を示す見取り図（３，０００分の１の縮図）
２　一般公衆浴場の本屋の中心から４００メートルの区域内に他の一般公衆浴場が存する場合は、本屋の最も近い部分間の直線距離の実測図（５００分の１の縮図）
３　原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水の水質検査の結果を記載した書面の写し
４　法人の場合は、定款又は寄附行為の写し
５　温泉の含有物質又は医薬品等を原料とした薬湯を使用する場合は、その物質又は医薬品等の名称、成分、用法、用量及び効能を記した書類

備考　川口市公衆浴場の設置場所及び構造設備の基準等を定める条例第３条第３項各号のいずれかに該当する場合は、添付書類２の添付を省略することができます。

様式第２号
様式第２号

公衆浴場営業許可書

第　　号
年　　月　　日

様

川口市長　　印

　　年　　月　　日付けで申請のあった公衆浴場の経営については、公衆浴場法第２条第１項の規定により次のとおり許可します。

公衆浴場の名称	
公衆浴場の所在地	
公衆浴場の種類	
公衆浴場の種別	
許可の条件	
川口市公衆浴場の設置場所及び構造設備の基準等を定める条例第６条の規定により適用しないこととする規定	
川口市公衆浴場法施行細則第１０条第１項ただし書又は第２項ただし書の規定により適用しないこととする水質の基準	

この処分に不服があるときは、次に掲げるところにより審査請求又は処分の取消しの訴えの提起をすることができます。

(1) 審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に川口市長に対してすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

(2) 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、川口市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において川口市を代表する者は、川口市長です。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(3) 審査請求をした後に行う処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に提起することができます。ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第３号
様式第３号

公衆浴場営業不許可通知書

第　　号

年　　月　　日

様

川口市長　　印

年　　月　　日付けで申請のあった公衆浴場の経営の申請については、次の理由により許可を与えないので、公衆浴場法第２条第２項ただし書の規定により通知します。

申請に係る施設の名称	
申請に係る施設の所在地	
理　　由	

この処分に不服があるときは、次に掲げるところにより審査請求又は処分の取消しの訴えの提起をすることができます。

(1) 審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に川口市長に対してすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

(2) 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、川口市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において川口市を代表する者は、川口市長です。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(3) 審査請求をした後に行う処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に提起することができます。ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第４号
様式第４号

公衆浴場営業承継届（譲渡）

年　　月　　日

（あて先）川口市長

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

生年月日＿＿＿＿＿年　　月　　日

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

次のとおり浴場業の譲渡によって営業者の地位を承継したので、公衆浴場法第２条の２第２項の規定により届け出ます。

譲渡人の氏名（法人にあっては、名称及び代表者氏名）	
譲渡人の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	
譲渡の年月日	年　　月　　日
公衆浴場の名称	
公衆浴場の所在地	

添付書類

１　浴場業の譲渡が行われたことを証する書類

２　届出者が法人の場合は、定款又は寄附行為の写し

様式第５号
様式第５号

公衆浴場営業承継届（相続）

年　　月　　日

（あて先）川口市長

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

生年月日＿＿＿＿＿年　　月　　日＿＿

被相続人との続柄＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

次のとおり相続によって営業者の地位を承継したので、公衆浴場法第２条の２第２項の規定により届け出ます。

被相続人の氏名	
被相続人の住所	
相続開始の年月日	年　　月　　日
公衆浴場の名称	
公衆浴場の所在地	

添付書類

１　戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）又は法定相続情報一覧図の写し

２　相続人が２人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあっては、その全員の同意書

様式第６号
様式第６号

公衆浴場営業承継届（合併）

年　　月　　日

（あて先）川口市長

主たる事務所の所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

名称及び代表者の氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

次のとおり法人の合併によって営業者の地位を承継したので、公衆浴場法第２条の２第２項の規定により届け出ます。

合併により消滅した法人	名　　称	
	主たる事務所の所在地	
	代表者氏名	
合併の年月日	年　　月　　日	
公衆浴場の名称		
公衆浴場の所在地		

添付書類

合併後存続する法人又は合併により設立される法人の定款又は寄附行為の写し

様式第７号
様式第７号

公衆浴場営業承継届（分割）

年　　月　　日

（あて先）川口市長

主たる事務所の所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

名称及び代表者の氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

次のとおり法人の分割によって営業者の地位を承継したので、公衆浴場法第２条の２第２項の規定により届け出ます。

分割前の法人	名　　称	
	主たる事務所の所在地	
	代表者氏名	
分割の年月日	年　　月　　日	
公衆浴場の名称		
公衆浴場の所在地		

添付書類

分割により営業者の地位を承継する法人の定款又は寄附行為の写し

様式第８号
様式第８号

公衆浴場営業許可事項変更届

年　　月　　日

（あて先）川口市長

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

次のとおり公衆浴場営業許可事項の変更をしたので、公衆浴場法施行規則第４条の規定により届け出ます。

公衆浴場の名称		
公衆浴場の所在地		
公衆浴場の種別		一般・その他（風営法・熱気等・その他）
変更事項		
変更内容	変更前	
	変更後	
変更年月日		年　　月　　日
変更理由		

様式第９号
様式第９号

公衆浴場営業（停止・廃止）届

年　　月　　日

（あて先）川口市長

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

次のとおり公衆浴場の営業を（停止・廃止）したので、公衆浴場法施行規則第４条の規定により届け出ます。

公衆浴場の名称	
公衆浴場の所在地	
公衆浴場の種別	一般・その他（風営法・熱気等・その他）
停止期間	年　月　日から　　年　月　日まで
廃止年月日	年　　月　　日
停止（廃止）理由	

様式第10号
様式第１０号

衛生管理の責任者選任届

年　　月　　日

（あて先）川口市長

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

次のとおり衛生管理の責任者を選任したので、川口市公衆浴場の設置場所及び構造設備の基準等を定める条例第７条の規定により届け出ます。

公衆浴場の名称	
公衆浴場の所在地	
フリガナ	
責任者の氏名	
責任者の選任年月日	年　　月　　日

様式第11号
様式第１１号

衛生管理の責任者変更届

年　　月　　日

（あて先）川口市長

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

次のとおり衛生管理の責任者を変更したので、川口市公衆浴場の設置場所及び構造設備の基準等を定める条例第７条の規定により届け出ます。

公衆浴場の名称		
公衆浴場の所在地		
責任者の氏名	フリガナ	
	変更前	
	フリガナ	
	変更後	
責任者の変更年月日		年　　月　　日
変更理由		